

富士宮市週休2日推進工事特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保・育成のため、週休2日推進工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することで、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

(2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数割合が28.5%に満たない月においては、当該月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(6) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

（実施方法）

第3条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工日取得計画表（別紙2を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工日取得計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料及び休工日取得実施表を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第4条 当初の予定価格において、月単位の週休2日の達成を前提として、次の各号により経費の補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じた補正率により契約変更を行うものとする。

(1) 土木工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

(2) 建築・設備工事

静岡県が別に定める「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

